

たなどという、かなりあるんじゃないかと思うんですね。

こういう点については是非、さっきの局が違えばというお話もあるけれども、もう少しよう、それぞれ機関が違っても、地域の中では家庭の基盤というか家族の力というか、落ちてきているわけですから、そこは十分連携協力しながらやっていく必要があるというふうに思うし、そういう問題意識をそれぞれの機関の皆さんにも持っていたかなきゃいけないと思うんですが、この点について大臣のお考えをお聞きして、私の質問を終わります。

○国務大臣(尾辻秀久君) 児童虐待に至ります背景というのは、これは複雑多岐でございます。したがって、これは、御指摘のように、関係機関の連携とか専門家同士の協力体制が重要でございます。このことは私も認識をいたしておるところでございます。

そこで、まず、国と地方で今どういうことをやっているかということだけ先にお話し上げるところでございますが、まず国におきましては、児童虐待防止対策協議会の開催などを通じて児童虐待問題に関する関係府省庁や関係団体の認識の共有や意見の交換を行い、横断的な連携を図っているところでございます。国でやっておることをまず申し上げます。

また、それから地方レベルでございますけれども、今般の児童福祉法の改正案におきまして、市町村や警察署、学校等の関係機関により構成されるネットワークの法定化等をお願いしておるところでございます。

こうした措置を講じることについてでございますが、最後にお答え申し上げますと、御指摘のように、こうした専門家同士とか、あるいは関係機関の協力体制が重要であるわけでございます。ですから、今申し上げたネットワークなどがますますしっかり正にワークするかどうか見ていきたいと、こういうふうにご考えております。

○委員長(岸宏一君) 午前の質疑はこの程度とし、午後一時三十分まで休憩いたします。  
午前十一時四十七分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(岸宏一君) ただいまから厚生労働委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、児童福祉法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

○蓮舫君 民主党・新緑風会の連舫でございます。大臣、どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、大臣にお伺ひいたしますが、来春から虐待を疑われる児童の新たな通告先として市町村を加えられます。市町村と児童相談所の役割分担を国としてどのようにしていこうとお考えでしょうか。

○国務大臣(尾辻秀久君) 衆議院でその御質問をいただきましたときに、まあ私が、ついと言ったらいけないかもしれませんが、そのとき思い付く言葉でお答えしましたのは、一次医療と二次医療に例えてお答えをいたしました。

○蓮舫君 済みません。一次はどっちで、二次はどちらでしょうか。

○国務大臣(尾辻秀久君) 市町村が一次医療で、相談所を二次医療に例えたところであります。

○蓮舫君 佐藤局長にお伺ひいたしますが、虐待対策というのは、これまで市町村が行ってきた育児支援のような相談や支援ではなくて、虐待の通告を受けて虐待を疑われる児童の安全の確認をするよう努めると、介入型の取組になってくるわけですが、新たな介入型の業務を担うために、どうやって市町村に専門性、組織体系を維持させようとお考えでしょうか。

○政府参考人(佐藤忠春君) これは先ほど来いろいろ議論がありますが、今回、いろんな各種の児童相談の中でまず第一線の窓口業務を担っていたと、その中で軽微なものについて

は市町村で処理をしていただくということでありますので、振り分けの能力とかあるいは軽微なものが求められますので、こういった体制整備というのが市町村のこれからの課題だということに受け止めております。そういった専門職の採用なり、これから研修というものについて、私もいろいろ知恵を絞りながら考えていきたいと考えております。

○蓮舫君 初動判断を誤ると子供の命にこれかかわってくる大変大きな判断を市町村の窓口を担当させることになってくるんですが、この軽度の虐待と重度の虐待、市町村がどうやって今の体制で行うことができるのでしょうか。

○政府参考人(佐藤忠春君) 具体的な実施の在り方については、既にかなりの市町村で自主的には取り組んでいただいております。また、随分随分児童相談所との連携といったことも随分随分まわっているところもかなりありますので、そういった事例も参考にしながら、具体的には、事業の実施方法等についてはこれから私も、ガイドラインをできるだけ細かなものを作成して市町村にお示しをしたいというふうに考えております。

○蓮舫君 これまで百二十五件、百二十七人の子供の命が虐待によって失われております。その中で、児童相談所を始め関係している機関が何らかの形でかわわって、虐待の認識があれば救えたかもしれない命が七割という、厚生労働省が検証結果で明らかにしておりますが、そのガイドラインも当然大切になってくるんですけれども、専門的技術や知識を有している児童福祉司の配置を市町村に義務付けるべきだと、それが国の責務だと私は考えているんですが、大臣、いかがでしょうか。

○政府参考人(佐藤忠春君) できるだけ専門性のある人が配置されることは望ましいわけでありますが、今言いましたように、現実を踏まえて、これまで都道府県が専ら担ってきたものを市

町村に担当していただくこと、こういうことでございます。現実の体制とかその市町村の実情に応じてこれから整備をしていく、あるいは専門性を高めていただくということしかないわけでありまして、そういった現実的なアプローチを私もやりたいと、取ってまいりたいというふうに思っております。

その中でも、できるだけ、今児童相談所の持つノウハウを市町村に伝達する事業でありますとか、あるいは市町村の中で比較的専門性の高いといえますか、技術力を持っております保健師の増員、こういったことを通じてできるだけ市町村の体制の整備ということに努めていきたいというふうに考えております。

○蓮舫君 保健師と児童福祉司のケースワークというのはいまもうつきり違うところがあると思うんですが、二万七千件もの児童虐待相談を今、千八百人の児童福祉司がすべて対応しているというこの非常に人材不足の実態。そんな中、子供の命に直結する判断を、人材の確保を市町村に任せることで十分に対応していけるとお考えなんですか、局長。

○政府参考人(佐藤忠春君) 国の責務として、いろんな研修なりいろんなノウハウ、業務の指導、そういったものについては是非私も精一杯取り組んでまいりたいと思っておりますが、基本的に、市町村の体制、人材をどう確保するかというのはこれは市町村にお願いをするしかないわけでありまして、そういう中で現実的な対応を私も考えていくしかないというところで、児童福祉司という任用資格、こゝまでを、今、市町村の能力といいますが、規模も非常に様々でありますから、一律にいきなりこれを、何といいますが、義務付けるといったことは非現実的なことではないかなというふうなことから、現状を踏まえた、研修その他の対応を私も一生懸命やっています。研修その他の対応を私も一生懸命やっています。研修その他の対応を私も一生懸命やっています。研修その他の対応を私も一生懸命やっています。

○蓮舫君 大臣にお伺ひいたします。児童虐待の予防とか早期発見、防止に関して

は、地方公共団体だけではなくて国も当然これ責務を負っている。そうすると、市町村が相談型ではなくて介入型の虐待に対応する業務を新たに担うということであれば、知識、技術の伴った児童福祉司を置くという、国のナショナルミニマムがとつても私は大切になってくると考えているんですが、今回、改正でそこが条文化されなかったのは非常に残念です。

国会の本会議で大臣に質問させていただいたとき、市町村には人材の確保に努めていただきたいと御答弁をされましたが、努めていただきたい、努めないとどこをどうやって努めさせるといふのが国の責任になってくる、ナショナルミニマムになってくると思います。将来的に児童福祉司を市町村の窓口で置くということは望ましいとお考えになっていきますか。

○国務大臣(尾辻秀久君) 基本的に、市町村の人材の配置というのは市町村が決めるべきことでありまして、今で申し上げると、そのことについて今私が申し上げられるのは、先日も答弁させていただきましたように、是非確保に、人材の確保に努めていただきたい、こういうことになりまして、将来あるべき姿としてということであれば、それはそれが望ましいとは考えております。

○蓮舫君 続いて、児童相談所について伺いをしております。

児童相談所の仕事というのは、通告を受けて、児童の安全確認、あるいはその必要があれば一時保護とか親子分離、あるいは最終的には親子の再統合と非常に幅広いです。そのすべてを児童相談所すべてが担っている。普通のお子さんなどよりも心理面などに非常に配慮していかなければならない児童福祉司が担っているわけなんです。これは、この人数では今後増えていくであろう虐待すべてに対応していくことは非常に無理があると、現実的ではないと考えているんですが、大臣、厚生労働省として、児童福祉司は今のままの政令基準で十分に対応できるとお考えでしょうか。

○国務大臣(尾辻秀久君) 児童虐待に関する相談件数が急増する中で、国におきましては、近年、地方交付税における児童福祉司の積算基準、基礎人員の増員を行っているところでございます。この数については既に申し上げておりますので改めては申し上げません。ただ、増員も行っておられることではございません。この結果、平成十六年に一人の配置という基準になっておられるわけでございますが、この基準を満たして自治体は四〇%にとどまっております。

先ほど申し上げましたように、どのような体制で児童相談に対応するかは各自自治体の御判断であり、深刻な児童虐待に迅速かつ的確に対応することができるよう、地方交付税の積算基準人員に達していない地方自治体については、少なくともこの水準まで配置していただきたいと考えております。

さらに、厚生労働省といたしましても、政令上の基準についても引上げを検討すべきものと考えておりまして、関係省庁との相談の上、対応させていただきます。すなわち、私どももこの人数の引上げについては検討をすべくとも考えております。

○蓮舫君 総務省にお伺いいたします。

児童福祉法施行令では人口おおむね十万人から十三万人が標準を定めているんですが、この十年間で虐待相談の処理件数は十六倍、この間、児童福祉司の数というのはわずかに一・五倍にただけです。

総務省は、十四年度予算でこの地方交付税の積算基準人員は六万八千人に一人と決めている。これ、施行令の配置基準よりは少しは現実的な人数なんですけれども、何をもちつて六万八千人と決めておられるのでしょうか。

○政府参考人(瀧野欣彌君) 地方交付税の算定の考え方についてのお尋ねでございます。

度の地方交付税におきましては、全体として六万八千人に一人という算定になっておられるわけでございます。これは、十五年度の児童福祉司の全国人員数が千八百五十八人でございます。これを、交付税におきましては県の標準的な団体の規模を百七十万人に設定しておりますので、この全国の数に標準団体百七十万人に置き換えるという操作をいたしまして、六万八千人に一人というようにならざるを得ない状況でございます。

我々としては、厚生省の方のいろいろな御要望もございまして、各都道府県におきまして増員を回ってきているという状況というふうなものとございまして。

○蓮舫君 児童福祉司が子供の命にかかわる非常に有意義な意味のある仕事をしていることを考えると、その数というのはどうしても大きな問題になってくると思うんですね。五万人に一人に欲しいという要請もあると聞いておりますけれども、この六万八千人というのは総務省としては妥当だと考えての措置と理解していいんですか。それとも、管轄人口、これぐらいが妥当だという数字はおありでしょうか。

○政府参考人(瀧野欣彌君) 私どもの方としてどういう水準が児童福祉司の水準として妥当かという判断する立場にはないわけでございます。我々としては各都道府県の配置状況というふうい業務量あるいは各都道府県の配置状況というふういような御要望を踏まえて、こういう現在の数字にしておることでございます。

○蓮舫君 ちよつと余りにも機械的な答弁なので、ちよつと理解できないんですが、児童福祉司が子供の命を救うという、最後のとりでであるという仕事をしている御理解はおありでしょうか。あわせて、虐待対策は総務省としても前向きに取り組んでいかなければ子供の命は救えないという御認識はおありでしょうか。

○政府参考人(瀧野欣彌君) 児童福祉司の業務は非常に重要なものであり、現在の社会においても非常に大きな課題であるということは我々も認識しております。今後とも、地方公共団体それぞれの実情を踏まえながら児童福祉司の配置に意を用いていくべきだということは我々も認識しておりますので、地方公共団体の実態を十分把握いたしまして、その状況を交付税にも反映していきたいというふうな考えをしております。

○蓮舫君 ならば、今の交付税の措置というのは、すなわち子供の命を守るということにつながっていくわけなんです。先ほど大臣の方からもお話がありましたけれども、交付税措置、その基準を守っていない自治体が六割ある。つまり、交付税では、目的としているような虐待から子供の命を守るということが、それを守らせることが自治体にさせることができないという数字だと思っております。六割の自治体を守っていないということは、地域間格差をなくすということ、子供の命がどの地域にあつても同じように守られるということが意味があると思うんですが、交付税ではなく、政令の基準を見直していく方が地域間格差もなくなってより現実的ではないかと私は考えますが、瀧野局長、いかがでしょうか。

○政府参考人(瀧野欣彌君) 政令でどういふような標準を定められるかというのことは厚生省の方の考えによるものというふうな考えをしております。

我々としては、基本的にそれぞれの団体で児童福祉司、どういふ数が必要なのかということ、正にその地方自治の中で決めるべきものであると、その重要性の度合いに応じてそれぞれの地域で決めるべきものであるというふうな考えをしております。少なくとも標準的な児童福祉司の設置ができますように、実態を踏まえながら交付税ではきちんと算定はしていきたいという立場でございます。

○蓮舫君 先ほど、総務省としては児童虐待に対して非常に深いやはり危機感とか御理解を持って

いるという発言がありました。その上で、福祉司の配置というのは、これは厚生省によるものという御答弁、何か縦割りっぽいのが余りにも私には気になってしょうがないんですが、その省壁があるから、なかなか自治体に徹底するときに格差が生じるのではないかと、私を私は強く感じているんですけれども、先ほど大臣の方からも、各省庁に相談をして、政令見直しのための検討を行って、その上で対応していきたい、つまり、厚生労働省としては政令基準の見直しをしたというふうには私は受け止めるんですが、その相談は行かれていますか。

○政府参考人(瀧野欣彌君) そういう動きがあるという事は私も聞いておりますので、厚生省の方がそういう改正ということであれば、私どもの方もそれについて十分検討したいというふうな考えでおります。

○蓮舫君 十分に検討するというのは、前向きに検討でしょうか、ちよつとはっきり答えていただきたいんですけどね。つまり、ことごとくも大事なんです。

お笑いになっていきますけれども、この瞬間にも虐待で声を出せなくて亡くなるかもしれない子供がいるということも十分に理解していただきたい。現場を余りにも知らない、そういう御認識の不足というのは、私はこの審議の内容ではいかになものかというふうに思いますが、前向きな検討なのか。つまり、もう交付税では地域間格差が生じるから、だから、それだつたら政令で基準をきつちり国のナショナルミニマムとして決めてしまつて、そして子供の安全を地域間の格差のないように守っていくこと。厚生省はその方向でいく、相談が総務省に流れる、総務省はそこで前向きに検討するんですか、それともこれは分権の流れに反するからと反対なんですか、どちらでしょうか。はつきり教えてください。

○政府参考人(瀧野欣彌君) これは全体の地方自治制度をどういうふうにするかという問題ともかかわってくるわけですが、地方分権委

員会以来の必置規制については地方自治の立場からいかかという流れの中で、現在の政令でも標準として児童福祉司の数が定められているということでございますので、そういう流れの中で検討をさせていただきたいというふうに申し上げておきます。

○蓮舫君 現在の政令基準、十万人から十三万人が、それが現実的ではないから、午前中に松本衆議院議員がお答えになっておりましたけれども、相談件数とか業務量の増加に、実態として総務省では交付税で増員を図っていると。つまり、政令基準が現実的じゃない実態だから交付税を回している。だったら、政令を変える方がより現実的ではないですかとお伺いしているんです。

○政府参考人(瀧野欣彌君) 私、お答えいたしましたのは、ですから、現在の政令について、十万人十三万人というような基準を現在の政令の中で改正されるということであれば、それは先ほどの先生のお話であれば、前向きに検討するということでございます。

○蓮舫君 大臣、総務省は前向きに検討するということでございます。是非、すぐさまにも検討していただいて、政令の見直しを行っていただきたい、それはいかがでしょうか。

○国務大臣(尾辻秀久君) 先ほどもお答えいたしましたように、私も引上げの検討をすべき、こういうふうな考えでおりますから、早速に御相談を申し上げたい、こう思います。

○蓮舫君 一つ思うんですけれども、民間団体が行った全国の児童相談所、知事、市長へのアンケート調査があります。もう既にその結果というのは関係省庁の皆様方にお説みになられておると思うんですが、児童福祉司の配置の格差で、七割が国基準を必要としている。あるいは、交付税基準の認識では、交付税基準が不十分とする児童相談所は七五%、知事、市長の間でも三三%が不十分だと。政令基準も、知事、市長の二割が低いと思つておる。児童相談所では、そのほかで政令基準を見直すべきと答えた分を含めると、九六%が

この政令基準を不適当だと答えている。是非、総務省におかれましては、瀧野局長、こういう現場の声というのを十二分に御認識をされた上で、分権をする前にまず国として最低限のセーフティネット、ナショナルミニマムというのを作らなければいけないことを考えて、この十から十三万、一九五七年に作られたような非現実的な数字の見直しには前向きに検討していただきたいと思つておる。いかがでしょうか。

○政府参考人(瀧野欣彌君) 厚生省の方から御相談があれば、十分に検討をさせていただきますと思つております。

○蓮舫君 次に、先ほど来、研修という言葉が何度か、佐藤局長あるいは大臣の方からも出ておりますが、研修についてお伺いしてまいります。児童福祉司の質を上げるために、その水準を上げてスキルをアップさせるために、国は平成十四年度に子どもの虹情報センターという国立研修センターを十億円を掛けて設置いたしました。それから毎年、厚生保険特別会計から二億円を事業費として全額補助でこのセンターを動かしてきています。

大臣にお伺いしますが、今の子どもの虹情報センターの研修で児童福祉司の質というのは上がつておると、上がつていくとお考えでしょうか。

○国務大臣(尾辻秀久君) 子どもの虹情報研修センターは、児童虐待などの問題に対応するために、ナショナルセンター機能を持つ高度専門情報集約、発信拠点として平成十四年度に設立されたところでございます。第一線で指導的役割を果たす援助者の養成を図ることを目的に各種の研修を実施するほか、専門情報の収集・提供、研究、援助機関に対する専門相談、支援技術の開発等の研究活動を行っているところでございます。市町村職員を対象とする研修といたしましては、これまで市町村において子供の虐待防止等に携わる保健福祉関係の指導的立場にある職員を対象とするセミナーを全国二か所で開催、あるいは市町村保健センター、児童家庭支援センター等に

おいて指導的立場にある職員を対象とする保健・福祉合同研修の開催などを行つてきたところでございます。

議員御指摘のとおり、今般の改正によりまして、児童相談を担うこととなる市町村の職員の専門性の確保は重要なことでありますので、市町村窓口を中心とした児童相談の在り方や効果的な支援方法についての研修の充実、児童虐待や思春期問題に関する専門的情報の提供、様々な研修プログラムの開発や地域における先進的な取組に関する調査研究の実施など、児童虐待に対応する人材の向上を図るための取組を進めておるところでございます。それなりの成果を上げておると、こういうふうな考えでおります。

○蓮舫君 ナショナルセンターとしての機能を担うと。虹センターを立ち上げて、国として核となるセンターを作つて、虐待対策に毅然と取り組んでいくんだという姿勢は大変素晴らしいものだと思います。是非、これは精力的にやつていただきたいんです。

佐藤局長、ナショナルセンターとしての機能を担うこの虹センターは目的として、虐待問題など対応機関職員の研修、インターネットなどを利用した情報集約の収集・提供などを通じて、関係機関の専門性の向上を図りますと書いてあるんですが、虹の役割、このセンターの役割は、まずお伺いしたい、大切でしょうか。

○政府参考人(佐藤忠春君) 今、大臣からも御説明申し上げましたが、国の虐待対策の研修それからいろいろな研究、こういったものの基幹センターとして国が率先してこれをリードして立ち上げたものでありますから、これが一番、今の現時点では、最大、研修、研究の拠点として重要な役割を發揮しておるというふうな認識をしております。

タイトル項目が六つ、それぞれこれぐらいの紙一枚ずつ、少しでも虐待を勉強したことがある人には全く意味のない、最低限の基礎知識だけが載っているだけです。それ以外はリンク先が細かく述べられているだけ。こんなものだけが立ち上げて一週間ぐらいでできるような内容です。

ほかに言いますと、まともな、じゃ研究結果の情報はどういうふうに出されているのかということ、こういう子どもの虹情報研修センターの「紀要」という雑誌があるんですね。平成十四年度に設立されたから、この雑誌一冊だけが一般に配られる研究報告書です、関係機関とかに配られる。内容は大変すばらしいものなんです、間もなく二号が出るというんですが、余りにもその作業が迅速ではないという感じがしております。

また、先ほど来、重要、大切だという研修作業なんです、この虹センターが行っている研修、一年間どれぐらい行われて、これまでどれぐらい行われてきたのか。平成十四年度、平成十五年、平成十六年度は一年間に四十一日、三百六十五日ある中で、毎年毎年行われているのはわずか一月強の日数でございます。その間、それ以外の十一月、センター、あの立派な建物視察に行きましたけれども、立派な建物、立派な会議室、すべての相談の部屋、がらんとしてだれもいなくて、ただきれいに掃除だけがされているという状態。

国のコアとしてのセンターとして有効な利用をしなければいけない、もう子供の問題というのは予算も限られている、あとはもう知恵を絞って何とかしていかなければいけないんだというときに、この研修の開き方というのは余りにもお寒い状態だと私は思います。もって何でできないのか。ここが何年かの事業費負担を担うわけではなく、国が全部事業費を補助をしている、そういうことを考えると、この研修の在り方というのは、先ほど佐藤局長が言った、拠点となるにはまだまだやらなければいけないことが一杯あるように思えるんですが、大臣いかがでしょう。

○国務大臣(尾辻秀久君) 今、日にちをお聞きいたしましたので、どういう事情があるか分からないんですが、今お聞きしましたその日にちでは、確かに一年の三百六十五日の中で余りにも少ないと、こういうふうには思います。よく調べてみまして、せつかくある施設、使わないと何の役に立ちませんから、きっちり使えるべく努力をしたいと、こういうふうには考えます。

○蓮舫君 このセンターがあるのは横浜なんです、局長にお伺いします。

日本全国から児童福祉司の方に集まっていたら、そこで、この中央センターで研修を通じて児童福祉司としてのスキルをアップさせる、そういうことのためにセミナーを開くということなんです、横浜までの交通費とか宿泊費は全部実費で参加をしないとい。あるいは、参加した福祉司は、一泊二日なのか二泊三日なのか、その貴重な時間帯、現場にいないことから、自分が今抱えている児童虐待の案件を動かすことができないとい。う、こういう危機も伴ってくる、なかなか皆さんが前向きに参加をできるような交通の便にあるとは思えないんですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(佐藤忠春君) 国に何か所かというところを作るということから、これが交通の便とい。いますか、全国から集まっていたら、自分持っている仕事との調和をどう、調整をどう図るか、そういつたことから研修期間もおのずから短くならざるを得ないという現実的な側面もござい。ますし、交通の便が悪いということについては、横濱に、ここに情報障害短期施設というのがある、そういう唯一の機関を持っているというところを選んで民間を活用して作ったと、こういう経緯もございまして、これはある程度工夫をしながら運営をしていくしかないと思っております。できるだけ活用を図れるようにいろいろ工夫していきなさいと思っております。

○蓮舫君 来年の四月から市町村の取組がとって大事になってきて、市町村の専門性の確保のために、効果的な支援方法としてこの研修があると先ほど佐藤局長は御答弁されましたけれども、そうすると、市町村の専門性はこの研修で虹センターの研修が中心になっていくんでしょうか、今後のロードマップとしては、いかがでしょうか。

○政府参考人(佐藤忠春君) 国に何か所あるセンターでありますから、これをどういうふうにも活用するかと、現在主として都道府県の中心に研修を実施しておりますし、それに合わせて市町村の職員の指導に当たるような立場の市町村職員のセミナーも開催をしておりますが、これ、市町村すべての者を対象にここで一か所です、というのとはなかなか非現実的なところも、面もあろうかと思っております。今の路線をもう少し拡大して、市町村職員についてはできるだけ幹部職員を中心に養成をしていくと、それから、主としてここでは都道府県の見相の専門性の高い人をやっていく、研修をしていくと、こういう二本立て、これを両方ともある程度充実をしていくとい。うことが現実的ではないかと思っております。市町村の職員全体についてどうするかというものはこれからまたいろいろ工夫すべきところもあるかと思っております、できれば都道府県段階で何らかの研修とか、そういうこともまた考えてみる必要があるのかなというふうな気がいたしております。

○蓮舫君 これから工夫していくので、来年四月一日から市町村が通告先の窓口となるので間に合うのかどうなのか。つまり、厚生労働省として市町村の専門性を高めることがとって大切である、と御認識をされておられるが、一か所しかないので、国のナショナルセンターをどう使うかとい。うのはこれから検討していくというの、余りにも私は、虐待に対する姿勢にどういうふうな臨んでいこうとお考えなのか、ちよつと不思議でならないんですけれども。

中央センターは、この十六年度、市町村への研修、行っているんですけれども、東日本、西日本、それぞれ一回だけ。地方にじゃ出向いて関係職員に研修を行うのが今年度は石川県と鹿児島県の二県、四日間だけ。この四日間というのは、どうなんでしょう、厚労省の虐待の中で研修の意義を代弁する少ない日数なんですか、局長。

○政府参考人(佐藤忠春君) 市町村の職員をどういう形でやるかというのは、なかなかこれ全国にわたる広範囲な、しかも多数の市町村を相手にした事業でありますから、一か所の国の機関、国の機関といいますが、こういう一か所の研修センターがどういう機能を果たすかとい。うのは、いろいろ考慮とい。うか工夫をしていかないと、なかなか実現が難しい面もあろうかと思っております。今はそれぞれ年に二回、東西で一か所ずつというふうな現状ではあります。できるだけこうい。うたものも、市町村職員を直接対象とするものもこれからのセンターを活用して充実を図っていく必要がありまして、全体の年間スケジュールの中で、都道府県の職員と市町村職員をどのような形で研修して、人的、物的な限界の中でどう対応できるかとい。うことは十分早急に検討したいというふうな思っております。

○蓮舫君 これから工夫するとか早急に検討するとい。うのは、これは十億掛けて虹センターを造ったときに当然作っておくべきロードマップだと私は理解をするんですが、何かハードを造るときには、このハードの目的はこれだから、この目的を達するためにこうい。うロードマップを作った、このロードマップに合わせて進めていくとい。うのが極めて現実的なロスのないやり方だと思っておりますが、平成十四年度に虹センターを立ち上げた目的は先ほど来何度も言っておりますが、じゃロードマップはどうか、お聞かせください。

能力、それから研修のスタッフ、そういうものをにらみながら、現実的な対応として今まで各種の研修を実施してきたことだと思っております。これをできるだけ活用すると、何回も繰り返して答弁しておりますが、そういうことで、これができるだけ充実を図っていききたいというふうに思っております。

○運動君 できるだけ充実させていきたいとか、できるだけ頑張っていくとか、できるだけ検討していくって、その間に児童虐待のこういうことは是非頭にも置いておいていただきたい。お答えのときに、今後とか検討とかできるだけというのは違うんだということ、つまり虐待対策というのは、通常の行政サービスとは違って、非常に福祉的な保健的な、そして未然に防ぐということが何よりも大事になっていく。私なんか言われなくても、当然局長は御理解をした上で行動しているんであれば、答弁にも是非前向きな、そういう今からというようなニュアンスではない言葉聞かせていただきたいと思っております。

続いて、養護施設について伺います。大臣、児童養護施設、今回の改正で入所児童に関する年齢要件の見直しを行おうとしているんですが、つまり乳児院に幼児を、あるいは児童養護施設に乳児を入所させることができるようにしようじゃないかという、こういう改正なんです。これだけの改正では私は追いつかないぐらい児童養護施設というのは今大変な状態になっているということを指摘させていただきたいと思っております。

平成十四年度十月現在で、児童養護施設の定員充足率は八九・三％、もうばんばんです。あるいは、平成十三年度の新規入所児童の中で五三％が、養護施設に入った子供の二人に一人は虐待を受けている、こういう数字がもう明らかになってきている。そうすると、この児童養護施設そのものなり方、年齢要件をどうするか、小さなお子と比べて、大きく変えていかなければ、私は子供たちの健全な成長の大きな障害になると思

います。いかがでしょうか。○国務大臣(尾辻秀久君) まず、今お話しになりましたように、一時保護施設だとか児童養護施設は、地域によっては充足率が一〇〇％に近い、これは私も私も認識をいたしております。したがって、入所児童の健全な成長を図るためには、施設において十分なスペースや人的配置が確保されることが必要だ、こういうふうにも考えておまして、そういう努力もしたいと思っております。

しかし、基本的にまず、施設そのものの整備状況、こういうことでございますから、今その御指摘でございますし、私もまたそういう認識は持っておりますので、今後そうしたことも必要な改善措置が図られるよう支援してまいりたい、このように考えます。

○運動君 群馬県なんかは、もう入所率は一〇〇％を超えているんですね。救いを必要としている子供さんが定員充足率一〇〇％を超えたところで生活しているという現実を是非お考えいただきたいんですが。

伍藤局長、施設が満杯状態だから、虐待が重度化した者から入所になるということになってまいります。そうすると、重度化した者が入所すると、治療とかあるいは家族の再統合というのはなかなか困難になる。そうすると、その児童の入所は長期化せざるを得なくなってくる。この子供は本来だったら施設に措置を、入所措置を行った方がいいんじゃないかといつても、でも施設が一杯だから、そうすると在宅指導になる。在宅指導でその子供さんがだんだん重度化してしまったり、やっぱり重度化してから施設に入ることになる。そうすると、これまた治療とか家族再統合が困難になる。入所が長期化する。悪循環なんですね。

とにかくこの充足率というのを何とでも緩和していかないと、今の、今回の見直し年齢要件の見直しだけでは現実的な需要に合致しないと私は思っておりますが、いかがでしょうか。

か。○政府参考人(伍藤忠春君) 児童養護施設の充足状況、これは地域によってもいろいろ様々でありまして、かなり都市部を中心にそういった定員一杯というところがあることも現実だということに思っております。こういったところをどうするかということについては必ずしも、そこにすぐ入れないとなかなかその状態が悪化する、こういう悪循環をたどるというような御指摘も、そういうことも現実だろうというふうな気がいたしております。

できるだけ施設整備を図っていく、そういうところにおいては施設整備を図る。それから、古い施設については、これをまた改善していくということが私どもの努めではないかと思っております。その中で、現実をよく踏まえて、それから都道府県からのそういう施設の整備要請というふうなものをよく踏まえて対応していきたいというふうな考えをしております。

○運動君 続いて、ハードじゃなくてソフトについてお伺いしたいんですけども、職員配置基準です。伍藤局長、昭和五十一年から変わっていないですね、職員一人に対して子供六人。虐待を受けた子供が人間関係の形成に非常に大きな壁というものを抱えている中で、また愛情を特に必要とする中で、大人一人に対して六人で子供を見る、六人の子供と一緒に、一人の大人しかいない、この人員基準というのは妥当なんでしょうか。

○政府参考人(伍藤忠春君) これも基準は六対一と、一般児童に対し、六人に一人というふうな基準でございますが、この近年、こういった非常に虐待児童の増加ということに対応して、そういった虐待児の多い施設に重点的に職員を配置するということもございまして、あるいはすべてこの施設に虐待児の対応職員を配置すると、そういういわゆる最低基準にプラスアルファの加算措置をこの数年相次いで改善を図ってきたところでありまして、そういったことから、単純に数字に

置き換えますと、六対一というのが現在では三・五対一ぐらいの水準には改善をしておるというふうな考えをしておりますので、そういった水準がまだ適当かどうかということについてはいろいろ御議論があるかと思いますが、そういった具体的な個別のニーズに対応できるようにこれからも努力をしていきたいというふうな考えをしております。

○運動君 平均で三・五、一というのは全く意味がないと思うんですね。全国の平均なんか取って、それが全部だということに一人に三人いる、それが全部だということに一人に三人いる、ここには一人に対して三人いるけれども、子供がひとしく受ける当たり前の愛情とか自分たちの治療とか指導に対して格差が生まれるということですから、子供の課題というのは子供の目線に立って、そういう数字的に平均値でとらえるのは是非やめていただきたいと心からお断りを申し上げます。

次に、虐待のお子さんが心に受けたトラウマ、それは非常に大きなものがあります。虐待の子供というのは、この間施設に行っても聞いたんですけれども、夜眠れないんですね。何で眠れないか。寝ているときに何をされるか分からない。その恐怖が物すごい大きい。休むことができない。精神的にも成長的にも物すごい苦しみを抱えている。その心の傷を治していくということが実に大変。これはやっぱり特別な能力を持った人がよりきめ細かく対応していくべきだと思いますが、心理療法を必要とする子供が十人以上いる施設に限り一人の心理療法士が配置、しかも非常勤なんです。この配置はどうですか。平均値は要りませんから、お答えください。

○政府参考人(伍藤忠春君) この心理療法担当職員の配置と、こういうことも新たに取入れられたものでございまして、これが実態面からどのように評価されるかということも含めて、これから現実の現場におけるどういう役割を果たしているかということを私どももつぶさによく研究、見て

まいりたいというふうに思っております。  
○蓮舫君 済みません、はっきり聞かしてくださ  
い。これ、変えるんですか、基準、変えないん  
ですか。

○政府参考人(佐藤忠春君) 今まで新たにこうい  
う心理療法の担当職員の導入ということを図つた  
ばかりでありますので、今すぐこれを変えるとい  
うようなことは今ここでは考えておりませんが、  
いずれにしても、こういう職員の配置がどうであ  
るかという問題は、それぞれ実態をよく見極めな  
がら判断をしていかなければいけないというふう  
に思っております。

○蓮舫君 大臣にお伺いしたいんですが、虐待と  
いうのは本当に多岐にわたって、様々な角度から  
きめ細かく子供の目線に立って見ていかなけれ  
ば、なかなかその命を保護する、守る、あるいは  
その子供が健康に暮らしていくための指導とか、  
家族が再統合、一緒になって、また新しい家族に  
なつて幸せに暮らしていくことができない、大切  
なことだと思ふんですね。

虐待というのは、その中でもまた新たに言われ  
ている世代間伝達でしょうか、結局、虐待を受け  
て成長した子供の三分の一は拒否的あるいは虐待  
的な育児をする親になるといふ報告もあるんです  
が、養護施設に在る間にどうやって虐待再生産の  
手だてを止めることができるのか。もう二度と虐  
待というものを自分もしない、受けないというふ  
うに、そういう子供に、親に指導していくのが問  
われるんですけれども。

今回の改正案では安定した生活環境というのが  
児童養護施設ではうたわれているんですけれど  
も、今養護施設には、非行とか不登校児とかいろ  
いろ問題のある子供と、それと虐待児が一緒に  
なつて生活しています。つまり、虐待の子供が  
常に、あるとき急に、自分でも意図しないでも、  
自分が虐待されていたときのことをフラッシュ  
バックで思い出すような子供であるというその隣  
で、非常に暴力的な児童と一緒に生活してい  
る。これは子供にとって私はとってもよろしくな

いと思う。狭いところで一〇〇%近い子供たちが  
一杯いて、そこには様々な問題を抱えた子が混合  
して入っている。そう考えると、この改正案でう  
たつた安定した生活環境、これが非常に大切に  
なつてくると思ふんですね。

安定した生活環境とは、何をもちつて安定したと  
言えるんでしょうか。もう今、人もいない、自分  
一人のスペースも少ない、専門的に見てくれる心  
理療法士もほとんどいない。午前中、議員が尋ね  
ましたけれども、弁護士も常勤じゃない、医者も  
いない。どこが安定しているのか。どこから安  
定するために改善していくのか。これは私は、大  
臣がやっぱり強いリーダー力を發揮して、検討し  
ていくとか宿題とか、そういうことじゃなくて、  
実際に動くべき、指示を出すべき、そして予算を  
取るべき、予算の中からこういうふうな配置して  
いくんだという、これはリーダー力がなかったら、  
いつまでたつても検討します、検討します、  
でも何か月かたつて聞くと、検討した後、やはり  
必要性、緊急性がないからやらなかったというこ  
とにたがりがかねない。虐待の問題だけはそうい  
うことがあつては絶対いけないんだということ。

それと、将来、地方分権というのが私は行われ  
るべきだと実は考えているんですが、そのとき  
に、地方に虐待とか子供の問題を任せるときが来  
たときに、最低基準として、国がナショナルミニ  
マムとしてセーフティネットを築くべき必要が  
非常に私はあると思ふ。

これからの改正議論、様々な部分で私は取り組  
んでいきますけれども、そのために常に現場を見  
て大臣に現実的な質問をさせていただきたいと  
思っておりますが、最後に、この安定した生活環  
境を大臣は、厚生労働大臣として、子供を守る所  
轄担当大臣としてどのように考えてどうしていく  
のか、お考えをお聞かせいただいて、私の質問を  
終わらせていただきます。

○国務大臣(尾辻秀久君) 先日、私も新宿の相談  
センター見に行きました。委員会もお行きになつ  
たとお聞きしましたが、私も行ってまいりまし

た。そこで感じましたことは、今の委員御指摘の  
問題意識と同じような問題意識を持ちました。し  
たがって、とにかくこれ、この後、正に今お話し  
のとおり、大臣として私が何ができるのか、何  
をやるべきなのか、本当に真摯に考えてみなさ  
いかぬというふうな思つてまいりました。  
さあ、今それじゃどこまで約束できるのかと言  
われますと、もうとにかくやってみますというお  
答えしかできないわけでありまして、しかし、そ  
れはただ言葉で言うつもりではありません。しつ  
かり問題意識を持つて取り組んでまいりたいと思  
います。

○蓮舫君 ありがとうございます。  
○家西悟君 民主党の新緑風会、家西悟でござい  
ます。

限られた時間ですので、今回の私の質問は、小  
児慢性特定疾患の法制化に伴う基本的な考え方  
について政府の御認識と考え方、また今後の小児慢  
性特定疾患対策の一層の推進を願ひ、質問をさせ  
ていただきます。

まず初めに、率直に申しまして、せっかく法制  
化するのであれば、患者と家族を支える安定的な  
制度を考えて、きちっとした一つの基本法案を作  
るのが筋ではないかと考えます。患者団体からは  
当然、より良い医療、安定した生活が送れ、子供  
たちが積極的に社会に参加ができる、そのための  
福祉制度に乗せた法律を作るべきだという声が私  
の事務所にも届いています。当然、患者や家族  
は、将来にわたる治療研究の推進や医療環境の向  
上、教育の問題、就労の問題、まだまだたくさん  
抱えています。

大臣、なぜ小児慢性特定疾患対策の法を、法的  
根拠、今回、法に入れられるのを児童福祉法に求  
められたのか、お考えを是非ともお聞かせ願えれ  
ばと思います。  
○国務大臣(尾辻秀久君) 恐らく委員の御質問と  
いうのは、先ほど朝日委員からも御質問ございま  
した難病対策との関連も含めての御質問だろうと  
思います。

ただ、今、小児慢性特定疾患対策についての面  
からの御質問でございましたからこれにお答えい  
たしますと、先ほどもお答えいたしましたけれど  
も、難病対策は、これは大人から子供まで年齢に  
関係ない。ただ、その中で子供に特定して、難病  
指定だけじゃなくて、もっと大きく対象を広げて  
対策をしたいという思いがあつてこの小児慢性特  
定疾患対策というものを作つた。そうなる、こ  
れは子供に特定をしたわけでございますから児童  
福祉法の中で考えた、こういうことでございます。

○家西悟君 私大変難しい問題があるというこ  
とは承知しております。小児慢性特定疾患の患者  
は大人になつても同じ疾患を持ち続けるというこ  
とがあります。例で言いますと、私なんかそう  
です。血友病です。血友病は小児慢性特定疾患の  
対象になります。二十歳になつて血友病は治りま  
せん。しかし、難病、特定疾患という事業には当  
てられてないわけです。こういった矛盾が生じて  
いるのではないかとこのことを日ごろから私は非  
常におかしいことだと思ふに思えてなりま  
せんでした。

是非とも、大臣言われるように、特定疾患と併  
せて今後の、今後、例えば難病対策基本法をお作  
りになるのか、そのようなお考えはあるのか否や  
お尋ね申し上げます。  
○国務大臣(尾辻秀久君) 申し上げましたよう  
に、私自身はその辺に大きな問題意識を持つてお  
ります。

ただ、難病対策の法制化ということでございま  
すと、関係審議会等において今御議論はずつと続  
いておりますけれども、賛否両論がございます。  
私の手元にもその一つがあるんですが、何と書い  
てあるかというところ、法制化については、事業の  
根拠が明確となる長所や柔軟な制度の運営が阻害  
される短所等から賛否両論があり、今後も検討が  
必要。」と、こういう御意見もありませんので、こ  
うした議論を見ながら私も対処してまいりた  
いと、こういうふうな考えます。